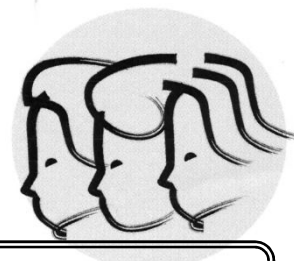


平成 24 年度 助成事業募集中 !!



地域のNPOの活動を応援する みやぎNPO夢ファンド

以下の 3 プログラムについて、助成対象事業を募集します。

プログラム	(A) ステップアップ 支援プログラム	(B) 組織開発 (人材育成を含む) 支援プログラム	(C) スタートアップ 支援プログラム
内容	宮城県内における NPO 活動のモデルケースへの発展が期待される非常に公益性の高い事業を実施する NPO に対して、その事業費の一部を助成します。	より優れた事業を継続して展開するために、組織の抱えている課題の解決を目的とした組織づくりや人材育成・情報発信の体制を強化したい NPO に対して、必要な経費の一部を助成します。	すでに活動している NPO による新規事業の立ち上げや、これから活動を始める NPO に必要な初期費用の一部に対して助成します。
助成額	100 万円	30 万円以内 (1 万円単位・下限 20 万円)	30 万円以内 (1 万円単位・下限 15 万円)
助成数	3 団体	合わせて 8 団体程度	
応募締切	3 月 13 日 (火) 必着	4 月 12 日 (木) 必着	

★応募相談会で疑問・質問にお答えします！

下記の日程で申請についての個別応募相談会を開催します。特に初めて応募する団体はぜひお申し込みください。日程の都合がつかない場合はまずお電話でご相談ください。

予約制 (10 時~17 時の間で 1 団体 50 分以内)、会場は下記のファンド事務局になります。

(A) ステップアップ支援	2 月 27 日 (月)、3 月 6 日 (火)
(B) 組織開発 (人材育成を含む) 支援	3 月 27 日 (火)、3 月 29 日 (木)、4 月 3 日 (火)
(C) スタートアップ支援	

お問い合わせ・相談会申込・応募書類提出先

みやぎ NPO 夢ファンド事務局 (担当: 布田)

〒980-0804 仙台市青葉区大町 2-6-27 岡元ビル 4F

(特活) せんだい・みやぎ NPO センター 内

電話 022-264-1281 FAX 022-264-1209 メール minmin@minmin.org



ファンド設置者

宮城県 (環境生活部共同参画社会推進課)

電話 022-211-2576

みやぎ NPO 夢ファンドがめざすもの

NPO が自分達の目的を実現し、使命（ミッション）に基づいた活動を展開するには、必要とする資金をどのように確保するかが大きな課題になります。NPO の収入源としては、会員からの会費収入や団体の実施する活動・事業に伴う事業収入などがありますが、その団体の活動の理念に共感した市民・企業・各種団体などからの寄附収入も大変重要なものです。一方で、NPO の行なう活動が実際の寄附に結びつくためには、その活動の成果を適切に評価し公開する仕組みや、寄附を促進する税制度の整備などが必要となりますが、残念ながらそのような仕組みの整備はまだ不十分なのが現状です。

そこで宮城県では、県からの拠出金と市民・企業などからの寄附金を原資とし NPO に助成を行なう NPO 支援基金「みやぎ NPO 夢ファンド」を設置することとしました。この基金の運用によって、NPO への寄附を促進する仕組みを構築し、多くの NPO がのびのびと活動できる環境を整備することを目指します。

ファンドの運用について

「みやぎ NPO 夢ファンド」の運用は、宮城県と特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センターとの協働事業として実施されています。

センターでは、平成 15 年 7 月から独自に NPO 支援基金「地域貢献サポートファンドみんな（みんなファンド）」を運用しており、「みやぎ NPO 夢ファンド」はその中の 1 プログラム（冠ファンド）として運用されています。

「みやぎ NPO 夢ファンド」の運用方針や、助成先 NPO の選考については、地域の NPO 関係者、企業関係者、学識経験者等からなる「運用委員会」の場で協議された後、最終的には基金の設置者である宮城県が決定します。

みやぎ NPO 夢ファンド 運用委員会

（平成 24 年 2 月 7 日現在、50 音順、敬称略）

足立千佳子	特定非営利活動法人 まちづくり政策フォーラム	理事
伊藤あづさ	特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット	事務局長
大久保朝江	特定非営利活動法人 社の伝言板ゆるる	代表理事 (副委員長)
北 尚登	東北労働金庫	多賀城支店長
佐藤 謙一	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	課長
高浦 康有	東北大学大学院	准教授 (委員長)
森 富二夫	仙台商工会議所	中小企業支援部部长

みやぎ NPO 夢ファンドへの寄附のお願い

「みやぎ NPO 夢ファンド」は、市民の皆様からの寄附金と、宮城県の拠出金により運用されています。より多くの NPO の力となるために、多くの皆様からの寄附金をお待ちしております。

寄附金振込先

仙台銀行本店	普通口座	4 7 7 6 9 0 1	みやぎ NPO 夢ファンド運用委員会
東北労働金庫	本店営業部	5 7 4 4 6 4 1	みやぎ NPO 夢ファンド運用委員会
ゆうちょ銀行	振替口座	0 2 2 3 0 - 2 - 8 2 6 5 5	みやぎ NPO 夢ファンド

みやぎ NPO 夢ファンド 平成 24 年度助成事業 募集要項 (全プログラム共通)

1. 応募の要件

①応募できる団体について

この助成金に応募できるのは、営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を継続的に行う宮城県内の NPO です。活動の分野、法人格の有無などは問いません。

また、活動の対象が宮城県外（外国等）であっても応募可能です。ただし、以下のいずれにも該当することが必要です。

- 10 人以上の会員で組織し継続した活動をすでに行っている（または、これから行っていく：スタートアップ支援プログラムのみ）団体であること。
- 申請した事業を適切に実施できる能力を持った団体であること。
- 助成金交付が決定した際に、団体の活動に関する様々な情報を継続的に広く社会に発信していくことができる団体であること（*1）。
- 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- 暴力団もしくはその構成員の統制の下にないこと。その他法令、公序良俗に違反する行いが無いこと。

（*1）みやぎ NPO プラザでの資料公開、および「みやぎ NPO 情報ライブラリー」への登録によって、情報公開をしていただきます。

②応募できる事業について

- 主に宮城県内で行われる（*2）公益的な社会貢献活動であり、応募団体が主催する事業であること。
- 平成 24 年 4 月から 12 月までの間にその大部分が終了し、平成 25 年 3 月末までにすべての事業が終了するものであること。
- 国・県・市町村やそれらの外郭団体等から助成・補助を受けていない事業であること。加えて、組織開発（人材育成を含む）支援プログラムおよびスタートアップ支援プログラムにつ

いては、民間の助成財団等から助成を受けていない事業であること（団体の他の事業が助成を受けている場合には、応募可能）。

- 申請は、各プログラムについて団体あたり 1 企画までとします。プログラム間の併願も可能です。ただし、助成は 1 団体あたり 1 事業までとなります。1 つのプログラムの助成が決定した場合には他プログラムの審査は辞退していただきます。
- 申請にあたっては、事業の実現可能性について団体内で十分検討された上、代表役員による決裁を経て申請してください。

（*2）「主に宮城県内で行われる」とは「最低でも宮城県内に事務局機能があること」を意味します。例えば「宮城県内に事務所を有し、県外を含む広い地域の災害復興支援を行う」「宮城県内に事務局を設け、海外支援を行う」等の活動も含まれます。

2. 助成プログラム

- (A) ステップアップ支援プログラム
- (B) 組織開発（人材育成を含む）支援プログラム
- (C) スタートアップ支援プログラム

3. 応募方法

5 ページをご覧ください。

4. 選考方法

応募があった企画について、書類による第 1 次審査を行います。これを通過した団体について、公開コンペ方式による第 2 次審査を実施します。

両審査ともに、プログラムごとに定める審査基準により運用委員が点数をつける得点方式で行います。得点の合計に基づいて運用委員会で協議を行い、その結果を元に、基金設置者（宮城県）が助成先を決定します。

①第 1 次審査、第 2 次審査共通項目

- ・各運用委員持ち点

審査基準（5項目）×5点=25点

- ・満点 運用委員の持ち点の合計

②第1次審査（書類審査）について

- ・満点の6/10以上の点数を獲得した団体の中から、プログラムごとに、点数が高い順に募集枠数の2倍までを第1次審査通過団体とします。
- ・当落線上に同一得点を獲得した団体が並んだ場合、両団体ともに第1次審査通過となります。

③第2次審査（公開コンペ）について

- ・各団体のプレゼンテーションを受けて運用委員が改めて採点を行います。
- ・満点の6/10以上の点数を獲得した団体の中から、点数が高い順に第2次審査通過団体を決定します（ただし出席の2/3の運用委員が同意した場合には、プログラムごとに1団体に限り、順番の入れ替えができることとします）。
- ・状況により運用委員の協議を経て、各プログラムの助成枠数を調整することがあります。

④第2次審査（公開コンペ）での発表について

- ・発表時間
組織開発（人材育成を含む）支援プログラム
および
スタートアップ支援プログラム
発表5分 質疑10分 計15分
ステップアップ支援プログラム
発表10分 質疑10分 計20分
- ・発表内容（共通）
団体の概要
今回の応募事業の内容
事業実施により期待される成果 など

⑤審査基準について

各プログラムの説明ページをご覧ください。

5. 助成スケジュール

6ページをご覧ください。

6. 助成決定後について

①助成金の給付、事業実施にあたって

助成金の給付は概算払いとし、平成24年6月末までに銀行振込等にて実施します（ただし、手続き

などの状況によりこの限りでない場合もあります）。

助成事業の実施にあたっては、当ファンドの助成事業であることを明示していただく等、ファンドの普及・啓発にご協力をお願いします。

②助成事業の変更、返還義務の発生について

助成決定後、事業の内容を変更しなければならない場合には、必ず事務局までご相談ください。また、次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- ・助成された活動を中止・縮小・変更した場合や、実行できなかったとき
- ・助成金を申請目的以外の為に使用したとき
- ・偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき
- ・助成決定後、事業の変更により本要項に定める条件を満たさなくなったとき

③事業報告会・事業報告書等について

助成を受ける団体には、所定の期限までに以下の書類を提出していただきます。

- ・実施状況ヒアリングシート
- ・助成事業中間報告書
- ・助成事業最終報告書

また、助成事業報告会で成果の発表をしていただきます。

応募方法

① 応募書類

A) 助成申請書

下記の URL からアクセスして所定のフォームをダウンロードし、ご記入ください。

http://www.minmin.org/sss/yume_2012

みやぎ NPO 情報ライブラリーに未登録の場合は、以下の登録書類もご提出ください。すでに登録済の場合は、登録情報が最新であるか確認し、最新でない場合には情報を更新してください。

B) みやぎ NPO 情報ライブラリー登録書類

番号	書類の種類	備考
1	みやぎ NPO 情報ライブラリー登録申請書	所定のフォームをダウンロードして記入してください。助成申請書と同じページからダウンロードできます。
2	みやぎ NPO 情報ライブラリー情報提供フォーム	
3	団体の定款・規約など、運営方法を記した書類	これらの書類については団体で用意してください。
4	団体の役員、運営委員、世話人など、直接運営を担うメンバーの名簿	設立して間もない団体で、前々年度もしくは前年度の事業報告書がない場合は提出していただかなくて結構ですが、少しでも活動実績のある場合は、活動の様子がわかる書類をご提出ください。
5	前々年度の事業報告書・決算書	
6	前年度の事業報告書・決算書	
7	当年度の事業計画書・予算書	
8	会報・ニューズレター	これらの書類については、提出は任意です。
9	団体パンフレット	
10	イベントチラシ等	

C) 積算根拠書類

印刷・ウェブ製作などについて外部の業者に委託する場合や、1万円以上の備品の購入がある場合は、見積書など積算根拠となる資料を添付してください。

② 応募書類提出方法

①の応募書類をファンド事務局まで送付してください。また、助成申請書、みやぎ NPO 情報ライブラリー情報提供フォームについては、メールでも送信してください。

問合せ・応募書類提出先

みやぎ NPO 夢ファンド事務局 (担当: 布田)

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 2-6-27 岡元ビル 4F

(特活) せんだい・みやぎ NPO センター 内

電話 022-264-1281 FAX 022-264-1209 メール minmin@minmin.org

助成スケジュール

	(A)ステップアップ	(B)組織開発および(C)スタートアップ
2月7日		公募受付開始
3月13日	2月27日・3月6日 応募相談会開催 応募締切	3月27日・3月29日 4月3日 応募相談会開催
4月12日	第1次審査(書類審査)	応募締切
4月21日	第2次審査(公開コンペ)	第1次審査(書類審査)
5月8日	助成決定団体向け説明会	
5月26日		第2次審査(公開コンペ)
6月7日		助成決定団体向け説明会
6月下旬まで	助成金提供	助成金提供
	助 成 事 業 実 施	
10月頃予定	実施状況ヒアリングシート 提出期限	
時期未定	助成事業中間報告書(事業終了の場合は最終報告書)提出期限	
11月頃予定	助 成 事 業 中 間 報 告 会	
平成25年 4月30日	助成事業最終報告書 提出期限	

(A) ステップアップ支援プログラム

NPOが行なう事業の中には、自治体が直接実施しにくい分野などで高い公益性・社会性・緊急性を持って行なわれるものがあります。そのような事業は地域社会にとって大変重要なものですが、一方で資金面^(*) 3)等の運営基盤の不安定さから安定的・継続的な事業実施に支障を来しているものもあります。

このプログラムは、そのような公益性の非常に高い事業を実施するNPO(またはそのネットワーク団体)に対して一定期間・一定額の助成を行なうことにより^(*)4)、その団体の運営基盤の確立と安定したサービス提供体への成長を促し、宮城県におけるモデルケースとなるような先進的事业に発展することを支援していくことを目的とします。

(*)3) 既存の補助金・助成金の仕組みで支援の対象となっていない場合や、社会的弱者への支援を実施している等、資金面で構造的に不利な状況があることを指します。

(*)4) 助成対象としては、基本的には団体の行なう1事業を対象としますが、その団体の状況や申請内容を勘案して、団体の事業全体を対象とすることもあります。

●助成団体数 3団体

●助成額

- ・助成額 100万円
- ・助成率 総事業費の4/5以内。
(総事業費は125万円以上となります)
- ・助成期間 1年間(平成25年度まで、かつ合計3年まで応募可能。
単年でなく継続した事業を計画しており、次年度の応募も検討している場合、事業企画書は次年度の事業計画・収支計画等を策定して申請することも可。ただし、平成25年度も応募することとなります。

●助成対象経費

- ・助成対象事業を実施するための人件費
(ただし、総事業費の7/10以内。事業に直接携わる担当者の人件費に限ります。)
- ・事業に伴うその他事務諸経費

●助成対象にならない経費

- ・2万円以上の備品、物品等の購入費
- ・飲食に関わる経費

●審査基準

(a) 公益性・社会性

団体の活動や申請事業が十分な(社会的弱者の保護など、自治体が直接実施してしかなるべきほどの)公益性・社会性を有したものであるか。また、既存の補助金・助成金の仕組みの中で支援対象となっていない事業であるか。

(b) 事業の緊急性・必要性

社会のニーズを照らし合わせて十分な緊急性・必要性を持っているといえるか。

(c) 事業の適正性

- ・事業計画が適切に作成されているか。
- ・団体の活動目的・使命と照らし合わせて適切な事業企画であるか。
- ・事業の成長、安定化についてのビジョンが明確に示されているか。

(d) 予算の適正性・助成の必要性

資金の使途が適切であるか、助成金の必要性が明確に示されているか。

(e) 助成期間後のビジョン

助成期間後の事業運営(団体運営)についてのビジョンが提示されているか。

<対象となる事業の例>

■ 特定の社会問題により弱者となった人の支援を行なっているが、単発で小規模な事業の繰り返しで終わっている。今後は専従スタッフを置き、継続してサービス提供できるような事業を開発したい。そのために複数年、助成金を活用したい。

■ これまでの事業で対象とはしていなかった層にサービスを提供するために、新しい事業を立ち上げたい。数年経つと自立した事業として展開できそうだが、それまでの事業開発資金として助成金を活用したい。

(B) 組織開発（人材育成を含む）支援プログラム

より優れた事業を持続して展開するためには、それを支える強固で安定した組織を開発し、活動基盤を整備していくことが不可欠です。このプログラムでは、組織が抱えているさまざまな課題解決を目的とした組織づくりや人材育成・情報発信などの体制強化を望むNPOに対し、必要な経費の一部を助成します。

●助成団体数

スタートアップ支援と合わせて8団体程度

●助成額

- ・助成額 30万円以内（1万円単位・下限20万円）
- ・助成率 総事業費の4/5以内。
総事業費の1/5以上の自己資金（研修参加費、団体負担金など）が必要です。
※例えば、総事業費が35万円の場合、助成額は28万円以内となります。

●助成対象経費

- ・スタッフの資質向上や組織力強化を目的とした研修・ワークショップ企画の実施経費など
- ・会員・寄付の増加を目的としたイベント開催にかかる経費や、そこで使用するパンフレット等の制作費用など
- ・団体の認知向上・情報発信力の向上を目的とした広報活動の実施や、そのために必要な宣材・ホームページの作成にかかる経費など
- ・外部からのコンサルタント導入費用、検討のためのワークショップ費用

●助成対象にならない経費

- ・事業に関わるスタッフの人件費

- ・事業とは関係なく、団体に経常的にかかる管理費など諸経費
- ・飲食に関わる経費
- ・団体内へ還流する謝金等の支払い

●審査基準

- (a) 公益性・社会性
団体の活動が十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- (b) 事業の適正性
・申請事業が助成の趣旨と合致しているか。
・団体の活動目的・使命と照らし合わせて適切な申請内容になっているか。
・解決を目指す組織課題が明確になっているか。
- (c) 事業の緊急性・必要性
団体内の状況を考慮し、申請された組織開発に取り組む緊急性・必要性が明確に提示されているか。
- (d) 予算の適正性・助成の必要性
予算の設定が適切であるか。資金の使途が適切であるか。助成金の必要性が明確に示されているか。
- (e) 成果目標
解決を目指す組織課題が、組織開発によってどのように解決されるか、その成果が認識されているか。

<対象となる事業の例>

■ この数年で団体が大きく成長し運営に関わるメンバー間の意思疎通が難しくなった。コミュニケーションに関する専門家を招いた研修を5回実施し、内部の情報処理システムの構築を行って、スムーズな組織運営を実現したい。

■ 慢性的な活動資金の不足に悩んでおり、今後の事業展開に大きな不安がある。資金調達の専門家によるコンサルティングを実施した上で中期戦略を立案し、事業の柱を作り上げ、さらに、多様な財源確保に対応できる事務局職員を養成したい。

■ 公共施設の指定管理者として事業展開することを予定している。それに備えて税務・労務の専門家による勉強会や、理事を対象とした外部研修などを通じ、より大きな社会的責任を果たせるような強い組織を作り、同時に事務局の機能強化を図りたい。

■ 理事・会員を交えたワークショップで新事業の展開戦略を決定し、その上で会員拡大・寄付金収入をつのるキャンペーンを実施したい。そのスタートとなるイベントを実施し、新たな支援者の確保や資金調達先の開拓、新会員の確保などを実現したい。

(C) スタートアップ支援プログラム

このプログラムは、すでに活動を行っている団体が新規事業を立ち上げる際や、これから活動していく団体が活動を始める際に、その初期費用について助成を行うものです。新規性、発展性、地域ニーズとの密着性などを重視したプログラムです。

●助成団体数

組織開発（人材育成を含む）支援と合わせて8団体程度

●助成額

- ・助成額 30万円以内（1万円単位・下限15万円）
- ・助成率 総事業費の4/5以内。
総事業費の1/5以上の自己資金（参加費、団体負担金など）が必要です。
例えば、総事業費が35万円の場合、助成額は28万円以内となります。

●助成対象経費

- ・事業に伴う通信費、印刷費、会場費など事務諸経費
- ・講師等への謝金、調査謝金等
- ・講師等への交通費、調査旅費
- ・その他事業実施に必要な経費

●助成対象にならない経費

- ・事業に関わるスタッフの人件費
- ・事業とは関係なく、団体に経常的にかかる管理費など諸経費
- ・飲食に関わる経費
- ・団体内へ還流する謝金等の支払い

●審査基準

- (a) 公益性・社会性**
 - ・団体の活動が十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- (b) 事業の必要性**
 - ・団体の活動目的・使命と照らし合わせて適切な事業企画であるか。その事業を行う必要性がどの程度明確に提示されているか。
- (c) 新規性・発展性**
 - ・申請事業が助成の趣旨と合致しているか。
 - ・既存団体の新規事業立ち上げ、または、新規団体の立ち上げであるか。
 - ・新規性・発展性が見られるか。地域のニーズをどれだけ反映できているか。
- (d) 予算の適正性・助成の必要性**
 - ・資金の使途が適切であるか、助成金の必要性が明確に示されているか。
- (e) 成果目標**
 - ・事業による現実的な成果目標が明確に認識されているか。

- ・新規団体の立ち上げや、既存団体の新規事業の開始の際の、シンポジウム・講演会など啓発イベントの開催や、基礎調査・政策提言の実施などを主な対象とします。
- ・以下のような事業は対象となりません。
 - 過去に類似の事業を実施したことがある事業
 - 参加者間の親睦会・交流会的な要素が強いイベント
 - 過去に同様の事業で助成金を受けたことがある事業
 - 助成金の大部分が備品・物品購入に充てられる事業

みやぎ NPO 情報ライブラリーについて

みやぎ NPO 夢ファンドへの応募にあたり、みやぎ NPO 情報ライブラリー（以下、ライブラリー）に未登録の場合は、ライブラリー登録書類の提出および登録が必要です。

以下は、ライブラリーについての説明です。ご不明な点がございましたら、ファンド事務局までお問い合わせください。

1. みやぎ NPO 情報ライブラリーとは

(1) 概要

みやぎ NPO 情報ライブラリーは、NPO・市民活動団体から団体に関する情報をせんだい・みやぎ NPO センターがお預かりして、地域の市民・企業など社会一般に広く公開・発信する情報発信支援システムです。情報公開を進めることで NPO の信頼性を向上させ、社会からの支援を受けやすくします。

ライブラリーに登録いただいた情報は、団体ごとにファイリングされ、せんだい・みやぎ NPO センター事務所内で公開される他、基本情報はインターネット上でも広く公開されます。

また、ライブラリーに登録して基本情報を積極的に社会へ開示している団体は、せんだい・みやぎ NPO センターが運用しているサポート資源提供システムを通して物品や資金などの提供を受けることができます。

(2) CANPAN データベースとの連動

ライブラリーは日本財団が設置している公益活動コミュニティサイト CANPAN のデータベースと連動しており、団体の基本情報はインターネットでも公開されます。

みやぎ NPO 情報ライブラリー URL

http://minmin.canpan.info/dantai_list.html

2. ライブラリー登録対象

ライブラリーに登録できるのは、営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を継続的に行う民間の NPO・NGO・市民活動団体・ボランティア団体で

す。活動の分野、組織の規模、法人格の有無などは問いません。

ただし、以下の条件を満たす必要があります。

- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。また、特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ・暴力団もしくはその構成員の統制の下にないこと。
- ・その他法令、公序良俗に違反する行いがなく、
- ・事業年度ごとの事業報告書、事業計画書、決算書、予算書の継続的な提出が可能であること。

3. ライブラリー登録の流れ

①書類の準備

5 ページにある登録書類を準備してください。

②書類の提出

登録書類が整ったら、せんだい・みやぎ NPO センターまでご提出ください。

③提出書類の審査

せんだい・みやぎ NPO センターで、提出書類について審査をいたします。提出書類に不備があった場合、書類の訂正をお願いしたり、追加で書類を提出していただくこともあります。

④登録

提出書類の審査が完了するとライブラリーに登録され、せんだい・みやぎ NPO センターの事務所内でファイルが設置されます。

⑤CANPAN への登録

CANPAN データベースへの登録を行い、インターネット上からも団体の基本情報が閲覧できるようにします。

4. ライブラリー登録後について

(1) 情報の継続的な更新

事業年度ごとに、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書の提出をお願いいたします。団体の規約や役員名簿なども、変更があればご提出ください。また、会報や団体パンフレット、イベントチラシ等も、随時お送りください。

2年以上にわたり情報が更新されない場合は、登録を抹消することもありますのでご注意ください。

(2) せんだい・みやぎ NPO センターからの連絡

ライブラリーへの登録後は、せんだい・みやぎ NPO センターより物品提供やファンドの公募情報のほか、セミナーやイベント等のご案内が届きます。また、せんだい・みやぎ NPO センターのメールマガジンにも自動的に登録されます。